２０２７年度　滋賀県に対する中小企業家の要望・提言（骨子）

２０２６年８月１８日
一般社団法人滋賀県中小企業家同友会

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。本会は、県内５１０名の中小企業経営者が参加する、自主・民主・連帯の精神をもとによい会社・よい経営者・よい経営環境をめざし地域の活性化、人が輝く地域づくりをめざす経営者団体です。

県内中小企業の実態を踏まえ、下記のとおり要望いたしますので、２０２７年度の施策および予算編成にあたり、格段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。**なお文中のパーセンテージは本年５月に実施した本会会員を対象にした景況調査の回答に基づくものです。**

第１　取引適正化と価格転嫁の全業種への拡大

仕入単価が上昇したとする企業が６８．５％にのぼる一方、販売単価を引き上げられた企業は５１．１％にとどまり、コスト上昇分の相当部分を中小企業が利益を減らして吸収しております。転嫁が進まなければ、賃上げも設備投資も原資を欠くこととなります。

① 県が発注される工事および委託業務について、資材費・労務費の変動を反映するスライド条項の適用を徹底いただき、その運用状況を公表いただきたいこと。元請・下請間の取引にも同条項の趣旨が及ぶよう周知・指導をお願いしたいこと。

② 「パートナーシップ構築宣言」および価格転嫁への取組を、入札参加資格審査またはプロポーザル審査における評価項目とすることをご検討いただきたいこと。

③ 中小受託取引適正化法（取適法）の内容を含めた発注側企業への啓発を強化いただくとともに、県独自に県内の価格転嫁の実態を把握し、業種別の傾向を公表いただきたいこと。

・価格の決定への関与をお願いするものではなく、中小企業が見直しを言い出せない状況を改める環境整備を求めるものです。スライド条項は公共工事の約款に定めがあるものの適用状況が明らかでなく、県が運用状況を示されることが民間への最も有効な働きかけとなります。入札での加点は、女性活躍推進企業認証制度等で県が既に運用しておられる仕組みの適用範囲を広げる趣旨です。取適法は下請代金支払遅延等防止法を改正・改称し２０２６年１月１日に施行されましたが、発注側への浸透は途上にあります。

第２　若年者・人材確保のための奨学金返済支援の拡充

人手不足を理由に新規の受注を断った、または控えた企業が３５．９％にのぼりました。その理由は、長時間労働・過労の防止（３１．０％）、品質の維持（２６．１％）、離職リスクの回避（２３．４％）が上位を占めております。

① 奨学金返済支援制度における支援額の引上げおよび支援期間の延長をお願いしたいこと。あわせて対象年齢等の要件について、中途採用およびUターン人材の実態に即した見直しをご検討いただきたいこと。

② 県外に進学した学生が県内中小企業に就職する場合の加算措置を設け、企業情報サイト「ＷＯＲＫしが」および移住支援金と一体的に運用いただきたいこと。

③ 予算規模の拡大とあわせ、年度を通じ安定的に申請可能な運用としていただきたいこと。また、しがジョブパーク、商工団体、大学等が連携し、採用から定着・育成までを一体で支援する体制を強化いただきたいこと。

・受注を断らざるを得ないということは、県内に仕事がありながら引き受けられず、その分の売上、雇用および税収が失われていることを意味します。人材確保への支援は、雇用対策であると同時に県内経済の生産能力を維持する産業政策であるとお受け止めいただきたいと考えます。なお先行県との差は支援額ではなく期間と対象にあり、兵庫県が対象４０歳未満・最長１７年であるのに対し、本県は３５歳未満・最長５年にとどまります。奨学金の返済は１０年以上に及ぶのが通例です。

第３　「１億円企業１００社」の創出による地域経済の活性化

令和３年経済センサス－活動調査によれば、県内の民営事業所５３，７４８のうち従業者１人から４人が５６．６％を占め、２０人未満が８７．７％に及びます。「１億円企業１００社」とは、この中央層が一段上の規模へ移行することを意味します。本会調査でも、設備投資を実施した企業が３９．１％、１年以内の投資計画を有する企業が４７．８％と、前向きな投資姿勢は保たれております。

① 滋賀県未来投資総合補助金について、予算規模の拡大と、申請機会の複数化・通年化をご検討いただきたいこと。設備の見積取得や納期には相応の期間を要します。

② 補助要件である賃上げ率について、価格転嫁が構造的に進みにくい業種にも活用いただけるよう、達成時期の猶予等、弾力的な運用をご検討いただきたいこと。

③ 経営革新計画の承認、各種補助金、制度融資、海外展開支援等を成長の段階に沿った一連の流れとしてご案内いただくとともに、国の補助金と県制度が断絶しないよう、公募時期を踏まえた制度設計と組合せ方の周知をお願いしたいこと。

④ 事業承継・成長促進補助金について、補助限度額の引上げおよび他の投資支援制度との併用をご検討いただきたいこと。

・一部の優良企業を選抜する趣旨ではなく、中央層の底上げを政策目標に据えていただく提案です。売上１億円規模となればおおむね１０人前後の雇用を支える体力がつき、仮に１００社が県内平均の１１．５人規模へ成長すれば、単純計算でおよそ１，０００人分の雇用の受け皿が生まれます（規模感を示す試算であり精緻な推計ではありません）。また補助要件の弾力化は賃上げに異を唱えるものではなく順序の問題であり、賃上げ原資が「十分とはいえない」「ほとんどない」とする企業が３０．４％を占める現状では、最も支援を要する企業が申請できない結果を招きかねません。

第４　物価高騰（特に石油・エネルギー関連）への機動的対策

国際情勢、円安、原油高等の影響を受けているとする企業は約６割に達し、うち赤字転落・資金手当が必要とする企業が９．２％、事業継続の危機にあるとする企業が１．６％を占めます。とりわけ多く寄せられたのは、価格の高騰にとどまらない資材調達そのものの困難です。

① 突発的な価格変動リスクを吸収できる「緊急セーフティネット融資」の拡充と、価格転嫁までの期間を耐え抜くための特例枠の新設をお願いしたいこと。

② 特別高圧電力料金負担軽減支援金について、国の負担軽減策の動向により支援に空白が生じることのないよう、切れ目のない制度設計をお願いしたいこと。

③ 省エネルギー・再生可能エネルギー設備投資に対する補助率および補助限度額を引き上げ、複数設備の一括更新に対応した設計をご検討いただきたいこと。

④ 資材の調達難に対し、県および支援団体・商工団体が連携し、代替調達先の紹介および県内の需給に関する情報提供をお願いしたいこと。

・ナフサは石油化学製品の基礎原料であり、塗料、接着剤、樹脂製品、断熱材等の出発点にあたるため、その供給不足は業種を問わず同時に影響が及びます。この局面では価格面の手当てのみでは事業が止まるおそれがあり、県内で何が入手困難となっているかを早期に把握・共有いただくこと自体が有効な支援となります。特別高圧電力は国の負担軽減策の対象外となる場合があり、県が独自に措置してこられたものと承知しております。

第５　金利上昇局面における中小企業金融への配慮

無借金経営または固定金利中心のため影響はないとする企業が３６．４％である一方、変動金利の利払い負担増加により利益が圧迫されているとする企業も２８．８％にのぼり、資金繰りを「やや窮屈」「窮屈」とする企業が３２．６％を占めます。

① 中小企業振興資金について、設備投資または賃上げに取り組む企業を対象とした利子補給制度の導入をご検討いただきたいこと。

② 経営者保証非提供促進枠について、保証料の上乗せ分に対する補助をご検討いただきたいこと。

③ 既往借入の返済と物価高騰および金利上昇が重なる企業に対し、借換枠の要件緩和、据置期間の延長等、柔軟な運用をお願いしたいこと。

・金利の上昇はすべての企業に等しく影響するものではなく、資金調達の構造により影響が大きく分かれております。また経営者保証非提供促進枠は、保証を提供しない代わりに保証料が上乗せされるため、負担が付け替えられているにとどまる面があります。金利水準そのものについて申し上げるものではなく、いずれも県において実行し得る範囲の措置と考えております。

私ども中小企業は、地域社会の雇用・技能・防災を支える公共的基盤としての誇りを持って活動しております。個社の努力の限界を超える構造的な課題に対し、地域維持の共同当事者として、現場の実態に基づいた迅速な政策対応を賜りますようお願い申し上げます。

以　上

お問い合わせ　一般社団法人滋賀県中小企業家同友会　事務局（担当：奥村）
〒５２５－００５９　滋賀県草津市野路８丁目１３－１　ＫＥ草津ビル１Ｆ　ＴＥＬ　０７７－５６１－５３３３　電子メール　jimu@shiga.doyu.jp

2027年度国の政策に対する中小企業家[1]の重点要望・提言（案）

2026年6月　中小企業家同友会全国協議会

1．中小企業憲章を国会決議とし、憲章の理念と内容を実現し制度化を

『中小企業憲章』を国民全体の認識とし、その内容を実現するために、次のことを強く要望いたします。

(1) 中小企業憲章を国民の総意とするための国会決議。
(2) 中小企業を軸とした経済政策のため、省庁横断的機能を発揮する会議体の設置。
(3) 中小企業担当大臣の設置。
(4) 中小企業庁の中小企業省への昇格。
(5) 「中小企業の日」「中小企業魅力発信月間」の盛り上げと周知。

2．公平、公正な市場のルールを確立し、中小企業の価格転嫁が進むよう健全な競争環境の醸成を

(1) 公平・公正な取引環境の実現をめざす政策を推進すること。
(2) 「価格交渉促進月間」を通年の取り組みにするなど価格転嫁交渉が進むような政策を推進すること。
(3) 原材料のみならず、特に労務費や賃金の価格転嫁が進むような政策を一層推進すること。
(4) 立場の弱い企業にしわ寄せされないよう中小企業の取引環境を改善・改革する政策を推進すること。
(5) 「パートナーシップ構築宣言」を「宣言」にとどまらせないような取り組みを実施すること。
(6) 調達・購買時など実質的で公正な取引の視点から中小企業に配慮した取引条件の確立を図ること。
(7) 独占禁止法を厳格に運用すること。特に大手企業のカルテルは一層防止すること。
(8) 中小受託取引適正化法(取適法)において、逸脱した企業、悪質な企業へ罰則強化を盛り込むこと。

3．経営者保証ありから経営者保証なしへ、中小企業金融のパラダイムシフトを

(1) 「経営者保証改革プログラム」の浸透・定着に向けた取り組みを一層推進すること。
(2) 金融機関が取引企業への経営支援強化に向けた対応を促進すること。
(3) 民間金融機関の伴走支援「専用当座貸越」の取り組みを強化すること。
(4) 金利が上昇傾向にあり、金利の補助や低金利の融資制度などの支援施策を強化すること。
(5) 金融機関と中小企業の信頼関係構築の一環として金融機関が金融仲介機能のベンチマーク等を積極的に公開することを促進すること。

4．労働環境改善と多様な人材が活躍する就労環境の拡充を

(1) 中小企業の労働環境改善の自主的な取り組み(制度見直し、IT化、福利厚生等)を支援すること。
(2) 中小企業の公正な経営環境づくりに政府全体で取り組むこと。
(3) 働き方改革推進にあたっては中小企業憲章の立場で政策を検討すること。
(4) 最低賃金の引き上げは、早い段階で広く中小企業の意見を聞くこと。早急な最低賃金の引き上げの実施は中小企業経営に悪影響を及ぼすため、以下を要望します。
　①社会保険料の助成や減免。
　②取引関係の一層の適正化を進める政策の推進。
　③業務改善など付加価値向上への支援等の施策の推進。
　④最低賃金の地域間格差の是正に向けての段階的な対応。
(5) 賃上げを促進するため、賃上げ分については一定期間（少なくとも1年間)、社会保険料の算定から

除外する仕組みを検討すべきである。賃上げが直ちに保険料負担増につながる現行制度では、労使双方にとって賃上げのメリットを感じにくい。算定猶予を設けることで、賃上げの効果を実感しやすくし、働き控えの解消と中小企業の持続的な賃上げにつなげる制度を求めます。

(6) 「収入の壁」の問題に取り組み、収入の壁を引き上げること。最賃上昇に伴う就業調整問題は人手不足を一層進めることになっています。以下の政策の推進を要望します。

①働いた分は収入が上がり、収入が上がると手取り収入が増える制度設計を求めます。

②年収 130 万円を超えたパート労働者等は、社会保険加入が必要となり手取り収入が激減するため、賃金が上がっても労働時間を抑制します。収入の壁の問題に政府はあらゆる政策を検討すること。「収入の壁」というよりは、手取りが下がる「収入の崖」になってしまっています。

③「収入の壁」の 130 万円の壁は、上限を所得水準の伸びに応じて改定していることを踏まえ、収入上限を 256 万円程度に上げること。少なくとも所得税の壁の 178 万円に合わせるべきです。

④106 万円の壁の撤廃には反対します。週 20 時間の壁ができてしまい就業調整が深刻化します。

⑤住民税や所得税による配偶者の年収の壁も世帯収入増加の方向で見直すこと。

⑥イギリスで実施されている一定年収を超えた部分だけに保険料を徴収する仕組みの導入を検討すること。所得税と同じような「基礎控除」を社会保険料にも導入すべきです。

⑦転職エージェントの求職者側への強引で悪質な勧誘等のトラブルが出てきているとともに、違約金が発生しない時期になると同じ求職者を勧誘するなど企業側にとって業務妨害と受け止められるような問題もあり、政府は転職に関わるトラブル防止のためのルールやガイドラインを策定すること。

5．中小企業憲章の理念に沿った中小企業・小規模企業の継続・発展のための公正な税制を

(1) 国民生活の中核である中小企業・小規模企業と地域が継続・発展する公正な税制を求めます。

(2) 増税や社会保険料率増には反対です。物価上昇局面では減税や社会保険料減免の政策を求めます。

(3) 大企業や高額所得者の税制・社会保険料の税負担率を是正し、担税能力に応じた負担を求めます。大企業よりも中小企業・小規模企業(18%程度)の方が逆に高い法人税負担率となっています。資本金 100 億円以上の法人(18.2%程度)、グループ通算税制の大企業 (16.4%程度)の法人税負担率を、資本金 1～5 億円の税負担率の 22%程度に高めること。社会的責任に見合う適正な税負担とし、財政の健全化や社会保障の財源とするべきです。

(4) 防衛増税には反対です。防衛増税の財源として法人税や所得税、たばこ税などの増税は許容できません。この税制措置について国会で十分議論し、丁寧な議論と民主的な形で進めることを求めます。

(5) 世帯収入が上がり、家計負担が軽減できる税制を要望します。

(6) 少子化対策は税制・社会保障・医療費・保育費・教育費・奨学金・住居費等あらゆる分野に及ぶため総合的な対策が必要ですが、子育て支援金という名の社会保険料増には反対です。

(7) 物価上昇に応じた減税を求めます。諸外国で導入する「物価スライド税制」を要望します。

(8) 賃上げ税制の税額控除では黒字法人しかメリットがありません。赤字法人でも賃上げしてメリットが生まれる税制を求めます。

(9) 広く分配をするため、基礎控除 104 万円を収入に関係なく恒久的に適用すること。給与所得控除は物価スライドし 10%程度引上げを実施し、手取り収入の増加を図ること。

(10) 社会保険料の全体の料率を下げること。標準報酬月額等級の上限額を上げることや政府の財政支援などを財源とすること。

(11) 消費課税は低所得者や中小・小規模事業者ほど負担が大きい税制であるという実態があり、消費課税の抜本的な見直しを求めます。特に輸出戻し税は問題点が指摘されていること、トランプ政権が消

費税を非関税障壁と見なしているような発言していること、大手輸出企業の還付の見直しを求めます。なお中小企業への影響は避けること。

⑿ 消費税は複数税率ではなく、同率による消費税減税を実施すべきである。現在、食料品を 0%税率とする議論が行われているが、消費税は事業者が納税義務者であり、価格転嫁が困難な中小事業者にとっては実質的な負担となっている。とりわけ食料品を 0%とした場合、仕入や経費には課税が残るため、仕入税額控除が十分に行えず、事業者の税負担が増加することが強く懸念されます。

⒀ 適格請求書等保存方式(インボイス)については、中小・小規模事業者にとっては死活問題であり、対応できない事業者が市場から排除され、休廃業が増加する懸念とともに、企業経営や国民生活に大きな混乱をもたらしています。インボイスは廃止が望ましいが、現行制度に置いて下記を要望します。

① 小規模事業者の激変緩和措置や仕入控除の段階的な引下げには反対、80%を恒久化すること。

② 早急に売上高 1000 万円の免税水準を実質的に維持する制度の構築を強く要望します。

⒁ 事業承継制度は事業承継者に猶予不適当になった場合のリスクが大きく、10 年程度の一定期間の事業継続を条件に猶予ではなく免除制度導入を進めるべきです。また「市場取引がない中小企業の株式」は額面価格での評価を求めます。

⒂ 事業承継に伴う税については、納税猶予制度に過度に依存するのではなく、事業継続を条件とした特別控除を創設し、相続税は現行基礎控除の 3 倍程度、非親族承継の場合の非上場株式の贈与税は基礎控除を大幅に引き上げるなど、より安心して事業承継を進められる税制へと見直すべきである。

⒃ 中小企業の M&A では、M&A 仲介業者の双方代理という利益相反取引問題、テール条項といわれる契約期間終了後も手数料を取得する契約などの問題も多く、『中小 M&A ガイドライン』を周知徹底すること。また最低手数料など仲介料高騰の問題があり悪質な場合は指導や規制を検討すること。

⒄ 政府税制調査会の構成メンバーに中小企業の代表を増員することを強く要望します。

⒅ 外形標準課税の中小法人への適用拡大は引き続き反対します。

6．中小企業を取り巻く採用と教育環境の重視

(1) 学校教育等においては中小企業の実態に即した最新かつ正確な姿を教えること。

(2) 小・中・高等学校など学齢期の早期段階から中小企業における職場体験・インターンシップを授業に組み込むこと。

(3) インターンシップは学生が働く意味や生き方を学ぶ機会となるような教育理念のもとで行うこと。

(4) 就職活動のルール整備については、中小企業の実態と声が正確に反映されることを重視して取り組むこと。

(5) 給付型奨学金制度のさらなる整備を行い、その拡充を図ること。

(6) 奨学金の返済額減免制度、有利子部分を国が負担するなど積極的な支援を行う制度を創設すること。奨学金返済を支援する自治体・企業への支援策を拡充すること。

(7) 大学の授業料引き下げを速やかに実施し、短期的に高等教育の無償化を実現すること。

(8) 就職活動のルールを策定し、その実効化を図ること。ルール策定に際しては中小企業の実態と声を重視すること。

7．公共事業の中小企業発注の拡充と公正な競争の促進を

(1) 公共発注機関の中小企業への発注率を大幅に高め、地域に精通した中小企業への受注機会を拡大すること。

(2) 一般競争入札基準(全省庁統一資格)は大企業有利であり、中小企業の入札の公平な改定を求めます。

(3) 公共事業は予算や入札などの関係から、価格転嫁交渉に応じない事例があり、受注者が材料の高騰や労務費などの上昇分を負担しています。価格転嫁できる制度とすること。

8．持続可能で循環型経済社会の形成とSDGs・エネルギーシフトの推進を

(1) 電気代・エネルギー高騰への対応・対策を支援すること。省エネを促進し、経済対策にもなることから、省エネ・節電の設備機器の購入・入れ替えや省エネ改修などを支援すること。

(2) 発送電分離は資本関係を解消して完全に別会社とする「所有権分離」を速やかに実現すること。

(3) SDGs・エネルギーシフトを推進し、地域内循環を高め地域経済が継続的に発展できる政策を推進すること。中小企業による地域内循環経済型の再エネ開発を支援すること。

(4) 化石燃料・CO2などの大幅な削減の取り組みを進め、適応と緩和のあらゆる策を推進すること。

9．中小企業が地域で仕事をつくりだすための支援の抜本的強化

(1) 地域経済を底上げするために、中小企業・小規模企業の支援を抜本的強化すること。地方創生では自治体が中小企業振興・地域振興を推進できるよう支援や施策を充実させること。

(2) 海外展開・進出に取り組む中小企業を支援し、また日本への回帰や撤退に適切な支援をすること。

(3) AIやIoT、ICT、DXなどの利活用における中小企業への支援を強化すること。

10．東日本大震災等の教訓を生かし、災害対策や地域振興を推進して防災・防疫対策を

(1) 東日本大震災や熊本地震等の教訓を生かし、能登半島地震の速やかな復旧・復興を進めること。

(2) 安心・安全な災害対策・防災体制を築き、防疫対策を推進し、防災型・地域再生型の社会資本整備と地域が自活できる地域分散型エネルギーシステムづくりなど地域振興を推進すること。

11．起業家を増やし、事業を維持・発展させるために

(1) 起業家を育成し、新たな事業創出や連携を生み出す環境づくりなどの取り組みや地方都市でのスタートアップエコシステムの支援強化を支援すること。

(2) 100億円宣言企業の支援施策と同様に、10億円宣言企業や1億円宣言企業向けの施策を実施し、各地域に売り上げ1億円規模の中小企業・小規模事業者を100社育成するような政策を求めます。

―中小企業家の見地から展望する日本経済ビジョン「7つの発展方向」――――――――

私たちは、日本経済がさまざまな課題を克服し、持続可能で健全に発展する道を切り開き、豊かな国民生活が実現することをめざして、以下のとおり日本経済ビジョンを提案し、多くの方々と連携して実現をめざしていくことを呼びかけるものです。

① 多様な産業の存在と中小企業が発展の源泉となる日本経済を築く。
② 持続可能な経済社会づくりのための地域分散型・内需主導型の経済をつくる。
③ 地域内循環を高め、地域資源を生かした地域経済の自立化を促進する。
④ エネルギーシフトで持続可能な経済社会を推進する。
⑤ 誰もが人間らしく学び、働き、生きることができる働く環境づくりを推進する。
⑥ 大企業の地域経済や中小企業に対する社会的役割・責任が十分に発揮される社会を築く。
⑦ 成熟社会とグローバル化に対応する新しい仕事づくり・産業づくりを進める。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン要約

金融システム全体の健全性維持を目的とし、金融庁が各金融機関等に対して課す「最低限の対策水準（ミニマム・スタンダード）」を明確化した指針です。2026年3月の改正により、形式的なコンプライアンスの枠を超え、「リスクの遮断」という実質的な実効性の確保が強く求められています。

1. 基本原則：リスクベース・アプローチ（RBA）

- **特定**: 国による評価（犯罪収益移転危険度調査書）等を勘案し、自らの地理的特性や商品、顧客属性に潜むリスクを包括的に検証する。
- **評価**: 全社的方針に基づき、疑わしい取引の届出状況（定量・定性データ）を多角的に分析し、客観的根拠を持ってリスクを評価・文書化する。
- **低減**: 評価したリスクの大きさに応じ、高リスク取引には厳格な措置（EDD）、低リスク取引には簡素な措置（SDD）を機動的に講じる。

2. リスク低減措置の中核（実務3大要件）

- **顧客管理（CDD）**：取引開始・継続時に本人確認事項や実質的支配者、取引目的、資金の出所を調査し、不審な場合は取引を謝絶・遮断する。
- **モニタリング・フィルタリング**: 自社リスクに応じた検知基準（シナリオ・敷居値）を構築し、最新の制裁対象リストを用いて国内外の規制を遵守する。
- **疑わしい取引の届出（SAR）**：顧客属性や取引態様を総合勘案し、異常と判断した取引は直ちに当局へ届け出る。

3. 経営管理と三つの防衛線

- **経営陣の関与**: マネロン対策を経営戦略上の最重要課題と位置付け、担当役員の任命、専門人材の配置、適切な資源配分をトップダウンで主導する。
- **第一の防衛線（営業部門）**：顧客と直接対面する現場がリスクを正しく理解し、日々の実務において低減措置を的確に実施する。
- **第二の防衛線（管理部門）**：主管・システム・人事等の各部門が密接に連携し、独立した立場から第一線の遵守状況を監視・支援する。
- **第三の防衛線（内部監査）**：独立した立場から監査計画を策定し、ITシステムの運用状況や職員の専門性、研修の実効性を検証して経営陣に報告する。

中小企業の発展途上国取引に対する金融機関の謝絶問題について

① 原因：過度な「ディリスキング（リスク回避行為）」

最大の原因は、国内外の当局によるマネロン・テロ資金供与対策への目線が急速に厳格化したことです。
金融機関側としては、対策の不備を突かれて海外当局から巨額の制裁金を課されたり、国際決済に不可欠な海外銀行との「コルレス契約」を打ち切られたりする致命的な経営リスクが存在します。この結果、個別の取引内容を精査して低減措置を講じるコスト（人材・時間）をかけるよりも、リスクそのものを組織から切り離すために、途上国や新興国向けの貿易送金取引を一律、または安易に拒否する**「ディリスキング（過度なリスク回避）」**が誘発されています。
[1, 2, 3, 4]

② 問題点：RBA（リスクベース・アプローチ）の理念との矛盾

この対応は、FATF（金融活動作業部会）や金融庁が本質的に求めている**「リスクベース・アプローチ（リスクの大きさに応じてメリハリのある低減措置を講じる）」の理念に真っ向から反する形式主義的な対応**です。
ガイドラインの顧客管理（CDD）の項目には「マネロン対策の名目で合理的な理由なく謝絶等を行わないこと」と明記されているものの、実務上は「資金の出所や貿易相手の真正性が完全に証明できない」という大義名分のもと、金融機関側の防衛的な姿勢によって問題のない正当な商業取引まで一括して謝絶される不条理が生じています。 [3, 5, 6]

③ 影響：中小企業のサプライチェーン寸断と経済的排除

最も甚大な影響を受けているのが、経営資源やエビデンス（確認書類）の創出力が限られている中小企業です。

- **ビジネス機会の喪失と倒産リスク**: 途上国からの原材料輸入や現地への製品輸出の決済口座が突如凍結・拒否され、長年の取引が途絶えることで、サプライチェーンの維持や事業継続が困難になります。
- **地銀の海外送金撤退による地域経済の地盤沈下**: 対策コストの増大に耐えかねた地方銀行が相次いで海外送金業務から撤退・縮小しているため、地方の中小企業が国際貿易にアクセスする手段そのものが奪われています。
- **健全な途上国の経済的孤立**: 正当な資金循環が遮断されることで、発展途上国への直接投資や貿易ファイナンスが急減し、対象国の持続的な経済発展や貧困削減を大きく阻害する要因となっています。

事業者のみなさま

新規輸出1万者支援プログラム始動

円安をチャンスに輸出を始めませんか？

新たに輸出に乗り出すみなさまを
後押しする支援策をご提案します。

専門家による伴走型支援

輸出向け商品の開発、ブランディング・プロモーション

ECサイトを活用した販路開拓

輸出商社とのマッチング など

まずはこちらのポータルサイトでご登録ください。

専門家から折り返し連絡して個別にカウンセリングいたします。

ジェトロ

【お問い合わせ先】ジェトロ本部　受付時間：平日9時～12時/13時～17時　（土日、祝祭日・年末年始除く）

電話 03-3582-4937

※お時間を選ばない、オンラインによるお問合せ窓口（24時間受付）もポータルサイトからご活用いただけます

経済産業省　中小企業庁　JETRO　Be a Great Small. 中小機構

初めての輸出であれこれ気になる…！
詳しくは裏面で

21. 世界の市場をつかむ！！ 滋賀と世界をつなぐ取組を支援しよう

ポスト LINEで送る

滋賀の魅力の世界への発信、滋賀県企業の新たな販路の開拓・海外展開の加速化、グローバル人材の育成や呼び込み、海外や県内外国人との文化交流などに活用します。

日本では人口減少による国内市場の縮小が企業の成長機会の限定につながっており、それは滋賀県においても例外ではありません。魅力ある郷土をつくり若者などの定着を促すためには、海外の活力を取り込み、こうした逆境を乗り越える強い経済が必要不可欠であると考えられます。そこで、県内企業が海外で「稼ぐ力」を強化していくために、企業単独では難しい海外との人材、技術等の連携を支援しビジネス交流の促進を図っていくことにより、県内企業の持続的な成長基盤の確立を目指します。

本取組では、滋賀県に優位性がある分野に対し海外展開を後押しする集中的な支援を行い、さらに成長著しいグローバルサウス諸国の需要を共創により発掘することで、県内企業の世界市場におけるシェアの獲得、海外売上の拡大、付加価値の増大等により県内企業の稼ぐ力の向上を目指します。また、その成果のアピールをしていくことや国際的な相互理解の促進を図ることで、若者や外国人材が本県に魅力を見出して定着する好循環を生み出し、海外展開を単なる市場開拓にとどめず、人口減少とそれに伴う内需の減少・人材不足など地域が抱える構造的課題の克服につなげていきます。

2026年8月6日

一般社団法人滋賀県中小企業家同友会

同友会景況調査（2026年4～6月期）結果について

－ 賃上げ実施率75%も原資確保に課題、人手不足による受注制限は35.9% －

1　調査概要

調査名称	関西ブロック　同友会定点景況調査（2026年4～6月期）
調査対象	滋賀県中小企業家同友会　会員企業514社
回答状況	184社から回答（回答率35.8%）
調査期間	2026年5月27日～6月29日
調査項目	業況・売上・利益・雇用・価格動向、賃上げ、人手不足による受注制限、国際情勢の影響、金利上昇の影響等
実施主体	中同協・関西ブロック（滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山の各同友会）

2　調査結果のポイント

・売上高は前年同期比「増加」34.8%が「減少」21.2%を上回る一方、経常利益は「増加」29.9%、「減少」27.2%とほぼ拮抗し、増収が増益に結びついていません。

・仕入単価は68.5%が「上昇」と回答したのに対し、販売単価の「上昇」は51.1%にとどまり、価格転嫁に遅れがみられます。

・人手の「不足」「やや不足」は46.2%。人手不足を理由に新規受注を「断った・控えた」企業は35.9%にのぼります。

・2026年度の賃上げ「実施・予定」は75.0%ですが、賃上げ原資が「十分とはいえない」「ほとんどない」企業が30.4%を占めます。

・国際情勢・円安・原油高等について「直接被害」27.2%、「間接的なコスト増」33.2%で、あわせて約6割が何らかの影響を受けています。

3　業況・売上・利益の動向

指標	増加・好転	横ばい・変化なし	減少・悪化
売上高（前年同期比）	34.8%	42.4%	21.2%
経常利益（前年同期比）	29.9%	40.2%	27.2%
次期業況判断	好転27.2%	－	悪化26.6%
現在の採算	黒字26.1%／やや黒字30.4%	収支トントン24.5%	少し赤字9.8%／赤字7.1%

業況判断の推移

区分	好転	変化なし	悪化
対前四半期比（現在）	24.5%	49.5%	23.4%
対前年同期比（現在）	26.6%	43.5%	26.6%
次期見通し（対現四半期）	27.2%	42.9%	26.6%
次期見通し（対前年同期）	28.8%	37.0%	28.8%

同友会景況調査（2026年4～6月期）

4　仕入・販売価格の動向

区分	現四半期	次期見通し
仕入単価「上昇」	68.5%	65.2%
販売単価「上昇」	51.1%	52.7%

仕入・販売価格ともに「上昇」が「下降」を大幅に上回っていますが、仕入単価の上昇割合が販売単価を 17.4 ポイント上回っています。コスト上昇分の価格転嫁の遅れが、利益確保や賃上げ原資の形成を難しくしています。

5　設備投資の実施・計画状況

設備投資を実施した（現四半期）	39.1%
設備投資の計画がある（1 年以内）	47.8%

6　雇用・人手不足の状況

指標	割合
人手が「不足」「やや不足」	46.2%
人手不足を理由に新規の仕事・受注を「断った・控えた」	35.9%
受注制限理由：既存社員の長時間労働・過労防止	31.0%
受注制限理由：品質維持	26.1%
受注制限理由：離職リスクの回避	23.4%
人手不足の内訳：正規従業員が不足	23.4%
人手不足の内訳：非正規従業員が不足	7.6%
人手不足の内訳：正規・非正規ともに不足	14.1%

受注を断らざるを得ない状況は、県内に仕事がありながら引き受けられず、売上・雇用・税収の機会が失われていることを意味します。人手不足は雇用問題であると同時に、地域の生産能力にかかわる経営課題となっています。

7　2026 年度の賃上げ実施状況

指標	割合
正社員の賃上げを「実施した・実施予定」	75.0%
賃上げ原資「十分とはいえない」「ほとんどない」	30.4%
原資確保：製品・サービス単価の値上げ	35.3%
原資確保：社員教育による生産性向上	29.4%
原資確保：受注拡大	26.1%

賃上げ率（年収ベース）の分布

1%未満	1〜2%未満	2〜3%未満	3〜4%未満	4〜5%未満	5%以上
2.7%	17.4%	22.8%	12.5%	8.7%	9.2%

会員企業の声

「人材確保のため毎年 5%以上の賃上げを実施しているが、原資を確保するための価格転嫁が厳しい。」
「物価上昇分だけでも賃上げしたいが、売上・利益が伸びず、単価引き上げの努力を続けている。」
「賃上げをしても社会保険料等の負担増加により、従業員の手取りに十分反映されない。」
「資金を人件費に回さざるを得ず、将来の設備投資のための資金をプールできない。」

同友会景況調査（2026 年 4〜6 月期）

8　国際情勢等が経営に与える影響

影響の程度	割合
事業継続の危機	1.6%
赤字転落・資金手当が必要	9.2%
大幅な減益	13.0%
自助努力で吸収可能	44.6%
特筆すべき影響なし	28.8%

国際情勢の緊迫化や円安、原油高等の影響については、「直接被害」27.2%、「間接的なコスト増（波及被害）」33.2%で、あわせて約６割が何らかの影響を受けています。

現在すでに表れている影響（上位５項目・複数回答）

原材料・資材価格の上昇	59.8%
エネルギー価格の上昇	35.9%
仕入れ・調達の困難	35.3%
受注減少・需要減退	15.8%
国内の景気の冷え込み	13.0%

自由記述では、ナフサ供給不足に起因する塗料・接着剤・樹脂製品・断熱材等の調達難・価格高騰を指摘する声が、業種を問わず多数寄せられました。

9　金利上昇の影響

指標	割合
無借金経営又は固定金利中心のため影響なし	36.4%
変動金利の利払い負担増加により利益が圧迫	28.8%
設備投資等の資金調達を躊躇	7.6%
賃上げ・採用費に資金を回せない	9.8%

資金繰りの状況

余裕あり	やや余裕	順調	やや窮屈	窮屈
18.5%	12.5%	34.2%	24.5%	8.2%

「やや窮屈」「窮屈」を合わせると32.6%となり、資金繰りに厳しさを感じる企業が一定数みられます。金利上昇の影響はすべての企業に一様ではなく、借入の有無や固定・変動金利の構成によって差が生じています。

１０　現在の経営上の悩み・問題点（上位５項目・複数回答）

人件費増加	38.0%
仕入単価の上昇・高止まり	28.3%
従業員の不足	27.2%
管理者（マネージャー）の不足	21.7%
経営者層人材の不足	15.8%

会員企業の声

「経営上の課題はすべて人材の確保と定着に尽きる。」
「熟練人材が不足しており、社員教育に充てる時間の確保が課題となっている。」
「断熱材・接着剤・塗料・アスファルトルーフィング等の資材が不足し、入荷が遅れている。」
「ナフサに由来する原料の生産が滞り、納入が止まる、または大幅に遅れるケースが発生している。」
「資金繰りが厳しい状況が続いている。」
「財務体質が悪化しているため、受注件数を増やし粗利率を上げる必要がある。」

同友会景況調査（2026 年 4～6 月期）

１１　2027 年度県要望・提言で参照する関連データ

2026 年 8 月 18 日付「2027 年度 滋賀県に対する中小企業家の要望・提言（骨子）」で言及している指標については、本調査以外の統計・制度比較を含め、下記のとおり整理します。

分野	関連指標・データ
取引適正化・価格転嫁	仕入単価上昇 68.5% ／ 販売単価上昇 51.1%
若年者・人材確保	受注制限 35.9% ／ 過労防止 31.0% ／ 品質維持 26.1% ／ 離職回避 23.4%
奨学金返済支援	兵庫県：40 歳未満・最長 17 年 ／ 滋賀県：35 歳未満・最長 5 年。骨子では返済は 10 年以上に及ぶのが通例と記載
地域企業の規模	県内民営事業所 53,748 ／ 従業者 1～4 人 56.6% ／ 20 人未満 87.7%（令和 3 年経済センサス－活動調査）
設備投資	現四半期に実施 39.1% ／ 1 年以内に計画あり 47.8%
「1 億円企業 100 社」	売上 1 億円規模で概ね 10 人前後の雇用を支える体力を想定。100 社が県内平均 11.5 人規模へ成長した場合、単純計算で約 1,000 人分の雇用の受け皿
賃上げ原資	「十分とはいえない」「ほとんどない」30.4%
物価高・国際情勢	影響あり約 6 割 ／ 赤字転落・資金手当必要 9.2% ／ 事業継続の危機 1.6%
中小企業金融	無借金・固定金利中心で影響なし 36.4% ／ 変動金利で利益圧迫 28.8% ／ 資金繰り「やや窮屈・窮屈」32.6%

１２　県への要望・提言との対応

要望分野	調査・統計からみた背景
取引適正化と価格転嫁	仕入 68.5%に対し販売 51.1%。価格転嫁の遅れが賃上げ・設備投資の原資を圧迫。
若年者・人材確保	人手不足による受注制限 35.9%。採用・定着支援を地域の生産能力維持策として位置づけ。
「1 億円企業 100 社」	小規模事業所が多数を占める一方、設備投資意欲は維持。中央層の底上げを政策目標として提案。
物価・エネルギー対策	約 6 割が国際情勢等の影響を受け、資材価格・エネルギー・調達難が顕在化。
金利上昇局面の金融支援	変動金利で利益圧迫 28.8%、資金繰り窮屈系 32.6%。資金調達構造に応じた支援を要望。

１３　まとめ

今回の調査結果から、滋賀県内の中小企業は総じて売上面では底堅さを維持しているものの、仕入コストの上昇に対する価格転嫁の遅れや人手不足による受注機会の逸失など、増収を増益に結びつけにくい構造的な課題を抱えていることが明らかとなりました。

賃上げについては、原資確保に苦慮しながらも実施率 75.0%という高い水準を維持しています。一方で、国際情勢の緊迫化や資材の供給不安、金利上昇による資金調達構造への影響など、外部環境の変化が経営に与える影響についても継続的な把握が必要です。

本会としては、引き続き会員企業の生の声を継続的に収集・分析し、行政・自治体等への政策提言や会の活動方針の策定に活かしてまいります。